

裁判官の無責任を許さない

遠藤国賠ニュース

<http://www.enkoku.com/>

第53号(控訴審第33号)

2001年12月23日(日)



東京高等裁判所。いよいよ判決が出る。

Contents

- ・ 控訴審弁論要旨 (p.1)
前回の弁論内容を解説
- ・ 支援者の皆さんからの声 (p.8)
ご意見、ご感想をお寄せ頂きました
- ・ 「語る声だけが伝える」 (p.9)
事務局スタッフ tomii からの投稿
- ・ 判決期日のお知らせ (p.11)
3/13(水)9:50より、判決が言い渡されます
- ・ 遠藤事件とはこのような事件です (p.11)
事件の概要およびこれまでの経緯
- ・ 事務局から (p.12)

遠藤国賠とは、無実の遠藤祐一さんを有罪にした現職の裁判官らを訴えている裁判です。もちろん、裁判も絶対ではありません。それゆえ、控訴、上告、再審があります。しかし、だからといって、数々の証拠から無実が明白であるにもかかわらず、裁判官が無実と知っていてあえて有罪とすることが許されるでしょうか。遠藤国賠は、まさにそこを問う裁判なのです。

控訴審弁論要旨

11月28日(水)午後3時すぎ、裁判長と両陪席裁判官が入廷すると、女性事務官がいつものように起立の号令をかけ、弁論が始まる。書面についてのやりとりが行われる。裁判長にうながされ、そして吉永満夫代理人が陳述する。

裁判官に特有の犯罪的行為とは

本件刑事事件では無罪の判決を言い渡すべき事案であることを十分承知の上であえて有罪判決を言い渡したという点、刑事一・二審の裁判官には「故意」があったと控訴人(遠藤さん)は主張した。

裁判官が、なぜこのような行動に出るのだろうか。次のように考えられる。

第1に、多くの有能な人々が、一方で職務に励み業績を残しながら、他方において、裏金作り・不正

融資などなど、犯罪行為に手を染めていることは公然の事実である。そのような人間社会にあって、裁判官も例外ではない。もちろん裁判官は、その職務上不正融資などを行える立場にはない。裁判官には、裁判官特有の犯罪的行為が行なわれているのである。

第2に、「一将功成りて万骨枯る」これは、一人の将軍が戦闘でてがらを立てたものの、戦場には万単位の兵隊の屍が散らばっていると横たわっている情景を語ったものである。

これは遠い昔の物語ではない。現代においても官僚が、社会の人的物的資源を犠牲にしながら、てがらを立てようとするのはめずらしくない。裁判官も、自他ともに有能であるという評価がなされる者ほど評価を気にして、てがらを立てようと誘惑にかられている。無罪を主張する被告人に有罪判決を言

国賠法の「違法」について

最高裁は、国賠法の「違法」について、次のとおり述べている。

「裁判官の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とすると解するのが相当である」と。

そして、刑事裁判官が、「その付与された権限の趣旨に背いてこれを行行使した」場合とは、「『疑わしいときは被告人の利益に』という鉄則に背いて裁判を行った」場合であると言いかえることができる。これが、裁判官を一職業と見た場合における刑事裁判官に与えられた権限の趣旨である。

しかし、このように裁判官を平面的に捉えている限り、裁判官は喧嘩の仲裁人と何ら変わりがないことになってしまう。裁判官は、もとより単なる仲裁人ではないのである。

刑事裁判官の専門家責任について

専門家としての刑事裁判官はおそらく、他の職種と比べものにならないほどの高度な専門家責任を負っているはずである。

裁判官は憲法上、司法権という三権の一つに位置づけられた独立した専門職である。憲法76条1項は、「すべて司法権は、最高裁判所および法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と定め、しかも、その3項で、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法および法律にのみ拘束される」と定めている。

憲法15条は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定めているが、裁判官が、全体の奉仕者であることは当然である。のみならず、「単独で」司法権という三権の一翼をになっている。しかも、だれにも拘束されずに職務を遂行することが使命とされている。憲法上の重要職種である。そのために、憲法78条は、「裁判官は、

い渡すことは、その技術を誇示することにおいて、仲間うちでは一種のてがらとなるのであろう。

本件刑事一・二審裁判官たちは、正に自己保身のため、仲間うちでてがらを誇示するために、控訴人(遠藤さん)に対し有罪判決を言い渡したのだ、といえる。

国家賠償法の「故意・過失」について

国家賠償法(略して以下「国賠法」という)は、第1条で、「国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と定めている。

ここで、「故意」とは、公権力の行使にあたる公務員が職務を執行するに際し、自分の行為によって違法な結果が発生することを認識しながら、これを行う場合である。

また「過失」とは、公権力の行使にあたる公務員が職務を執行するに際し、注意を欠いたために、自分の行為によって違法な結果が発生することを認識しないで行う場合である。

そこで、本件での「故意」「過失」とは、次のようになる。

「故意」とは、被控訴人である裁判官らが判決を言い渡すに当り、自分の行為によって違法な結果、すなわち、無罪判決を受けるべき遠藤さんが有罪判決を言い渡されるという結果が発生することを知りながら、これを行った場合である。

「過失」とは、裁判官らが判決を言い渡すに当り、注意を欠いたために、自分の行為によって違法な結果、すなわち、無罪判決を受けるべき遠藤さんが有罪判決を言い渡されるという結果が発生することを知らないで行う場合である。

とすると、本件では「過失」はもとより「故意」も認められるであろう。

裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されないと定め、裁判官の身分を厚く保護している。

このような地位にある裁判官は、他に類を見ない専門職である。

裁判官に対する絶大なる信頼の根拠

一般公務員の場合は、服務規定があり、国家公務員法96条1項で、「すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力をあげてこれに専念しなければならない。」と定められ、同法97条で、「職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」と定めている。

ところが、裁判官には、服務規定もなければ、宣誓義務もない。その理由は、裁判官が、憲法をはじめとする法令に違反することはおよそありえず、与えられた任務を誠実・忠実に果たすと考えられているからである。ここに、裁判官に対する社会の絶大なる信頼がある。とともに、それにとまって裁判官の責任の大きさ・重さが暗黙の掟として打ち立てられているのである。

このように、裁判官の職務は最高度の専門職であり、同時に、手厚い身分保障を受けている。裁判官は、身を引き締めて職務に専念することが国法上期待されている。この期待を裏切ることこそ、付与された権限に背くことではなからうか。

より格調高くいうと、刑事裁判官は、法律専門家として、深い教養を保持し高い品性の陶冶に努めると同時に、憲法を頂点とする刑事法令、特に「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に精通していなければならない、ということである。

だがしかし、それだけでは足りないのである。なぜなら、刑事裁判官は人を裁く立場にあるからだ。この刑事裁判官としての専門家責任は、弁護士とは比較できないほど厳しく重いと見える。この、人を

裁く立場にあるという視点から、刑事裁判官固有の専門家責任が生ずることになる。それは、刑事裁判官が憲法上強大な権限を付与され、かつ手厚い保護を与えられている見返りともいべきものである。

そうだとすると、被告人との関係で刑事裁判官に付与された権限の趣旨の内容は、刑事裁判を行うにあたり、被告人の言い分を十分聴きとること、「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則をはじめとして刑事裁判のルールを遵守すること、いたずらに時流・雰囲気流されないように己を律すること、持って生まれた己の偏見を排除すること、ということになる。

刑事一・二審裁判官の違背行為

本件刑事一・二審裁判官が、その付与された権限の趣旨に背いて刑事裁判を行ったと認められる一連の行為は、次のとおりである。

1. 被告人の無罪を裏づけるアリバイについて、ことさら事実を歪曲して被告人の供述を排斥し、一点の疑問もない被告人のアリバイを否定した。(当ニュース43号3ページ以下参照。)
2. 被告人の無罪を裏づける血痕に関する船尾鑑定についても、具体的根拠なくただ鑑定がちゃんと行なわれていない可能性があるなどと理由にならない理由でこれを排斥した。(当ニュース47号6ページ以下参照。)
3. 被告人の無罪を裏づける中川法廷証言につ



いわゆる、右後輪付着物

いても、全く理不尽な理由でこれを排斥した。(当ニュース42号6ページ以下参照。)

4. 被告人の無罪を裏づける血液の付着^{きじょ}機序に関する江守鑑定についても、いささか機械工学的手法に^{かたよ}偏っているという論理矛盾する理由でこれを排斥した。最高裁も啞然とした点だ。
5. 被告人の無罪を裏づける^{れんか}轢過態様に関する上山鑑定については、判決で何ら触れずにこれを黙殺した。(当ニュース47号6ページ参照。)
6. 裁判官たちが頼りにした桂鑑定について、桂鑑定人の従前の実験結果と合わないではないかという弁護人からの指摘に対し、何ら反論を加えることができなかった。最高裁も厳しく批判している。(当ニュース47号8ページ参照。)
7. 裁判官たちが頼りにした今一つの証拠、被告人の犯行を認めたかのような供述について、被告人の異常走行体験とその後の被告人の言動とは合理的理解を超えているという指摘に対しても、何ら反論を加えることができなかった。(当ニュース46号4ページ以下参照。)

このような経過の中で、刑事一審裁判官は被告人に有罪判決を言い渡したのである。また、刑事二審裁判官も、異常な一審判決を見直さずに放置した。

以上の刑事一・二審判決を書いた裁判官は、その付与された権限の趣旨に違背していること、またその違背が明白であること、もはや議論の余地はないであろう。

以上のような吉永代理人の陳述に続いて、遠藤さんが証人席につく。「起立」という事務官の声にしたがって、法廷の全員が立ち上がり、遠藤さんが宣誓する。「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います」と、紙に書かれた文章を読み上げた。「仙台筋弛緩剤事件」弁護団長でもある阿部泰雄代理人が質問に立つ。

阿部代理人：

では代理人の阿部からお聞きします。1975年の当時、遠藤さんは20歳だったわけですが、…。津川町のクランク付近でバスとすれ違いましたね。そのときの記憶・印象として一番強く残っていることは何

ですか。

遠藤：

阿賀の川タクシーの灯火式看板です。クランクの前で、クランクを曲がって出てくるバスとすれ違うために、左に車をよせたとき、左ななめ前に目に入ってきた灯火式看板、これが阿賀の川タクシーの看板でした。



当時のクランク（『ドキュメント交通事件』矢貫隆著より）

阿部代理人：

事故の数日後とられた調書には、事故現場を自ら指示したかのような遠藤さんにとっては不本意な記述がありますね。そのときの状況について話してください。

遠藤：

パトカーに乗せられて事故現場付近まで行って、この辺でショックがあったらう、ハンドルをとられたらう...、とかなりの時間、責められてました。消雪パイプに乗っかれば『ガタン』と音がしたらう、とくり返し言われたのです。

阿部代理人：

起訴状には、事故当時現場付近には霧がでていて、そのせいで前方注視が不十分だった、との記述がありました。霧のときには逆に相当気をつかうのはありませんか？

遠藤：

そうです。霧がでていれば、通常よりむしろ注意することになります。急に止まったりすれば、後ろの車に追突されるおそれがあり危険です。止まる場所にもふつうより注意しなければなりません。

阿部代理人：

要するに、霧がでていと前方に注意することになる...、ということですね。しかも、遠藤さんが運転していた当時の気象状況は、実際は、霧はなかった。100メートルはゆくに視界があった。そうですね？

遠藤：

そうです。

阿部代理人：

自宅に車で帰ったあとは、どうしましたか？

遠藤：

その日は自宅前に車を止めて、次の日釣りに出かけました。

阿部代理人：

で、その翌日、車で仕事に出るときにはどうしましたか？

遠藤：

いつものように車両を点検しました。タイヤの空気圧を調べました。手で押してみても固くてわかりづらいので、いつも足でけとばしてみたりしています。

阿部代理人：

そうすると、右後輪外側面に血がついていたら気がつきますね。

遠藤：

はい。必ず気がつきますね。

阿部代理人：

取り調べの際とられた調書には走行中ショックを受けた旨の記載がありますが、それについて説明してください。

遠藤：

道路中央にある消雪パイプを踏めばショックがあるだろうというので、「はい、それはそうですね」と一般論として答えたのです。ところが、調書には事故現場付近で何かを轢いたような衝撃があり、ハンドルをとられたというようなことが書かれていたのです。そんなこと言っていないというと、「じゃあタイヤの血をどう説明するのか？」などと何度も何度も言われ続け、逃げ出さないとどうなるかわからない、というような気持ちに追いつめられてしまいました。

阿部代理人：

警察によばれて出頭する際、洗面道具を用意して行ったことを、それなりの覚悟があったのじゃないか、と判決ではとられてしまったのですが、この点はどうですか？

遠藤：

洗面道具を持っていくように、警察から上司が言われていたとかで、それにしたがって持っていっただけ、それだけです。

阿部代理人：

刑事控訴審、東京高裁でのとある公判終了後、「事件が長びいて遠藤さんが気の毒だから裁判をやめたらどうか」と立会いの検察官が言ってきたことがありましたね。これを聞いてどう思いましたか？

遠藤：

冗談じゃない、と思いました。自信がないので取り下げてほしいと思ってるんだなあ、と思いました。

阿部代理人：

刑事二審で、検問に立ち会っていない警察官を、

立ち会っていたとして判決が書かれましたね。この点どう感じましたか？

遠藤：

腹がたちました。その警察官が、「自分は検問に立ち会っておらず、検問の記録を清書しただけだ」と裁判官の目の前で証言していたにもかかわらず、「立ち会っていた」と裁判官は認定したのですから。

阿部代理人：

遠藤さんの車両とバスとのすれ違い地点についてですが、この点について遠藤さんは公判中に裁判官から何か質問されたことがありましたか？

遠藤：

全くありませんでした。そもそも争点を法廷で明らかにしないまま、すれ違い地点をずらして有罪判決をしたのです。

阿部代理人：

最高裁で逆転無罪の判決が出てから、どう感じ、何を思いましたか？



最高裁逆転無罪判決当時の遠藤さん(右)と、阿部弁護士(左)。あれから13年がたとうとしている。

遠藤：

轆ひいてないのがやっと認められるまで、当たり前のことを証明するのに13年かかりました。轆ひいてない人間がそれをわかってもらうのにこんなにかかっ

た。…。アツという間に47ですよ。最高裁が無罪を出してくれても、やり直してきかないものですね。…。ところがその一方で、まちがった裁判官が今も毎日ほかの事件を裁いている。まーた同じまちがいをくり返すじゃありませんか。悔しいですよ。…。無罪をいただいてもやっぱりこのままにしておいては、同様の事件はなくなる。誰もが犯人にされる可能性があるんです…。でたらめの捜査を見逃した裁判官、誤った裁判官の責任を追及することによって、国賠裁判を起こすことによっていい方向に向かって、本当の意味で晴れる日がくると思いました。

左陪席裁判官：

1975年12月23日に岩沼署で取調を受けてからその後、仙台地検で検察官の取り調べを受けましたね。事情を聞かれたのは1回だけですか。

遠藤：

その1回だけです。

左陪席裁判官：

検面調書の2丁の…、裏、…、いわゆる異常走行体験の供述、乗り上げたようなショックがあったとの記述がありますが、これはどういうことでしょうか？

遠藤：

警察で自分がこう言った、警察の調書上にこう書かれている、と言われて、そういうふうに理解して「そうです」と答えたつもりです。

雛形裁判長：

検察官から業務上過失致死罪かしつちしざいで起訴すると言われたとき、起訴の理由の説明を受けましたか？

遠藤：

起訴の時は、なにも説明はありませんでした。

雛形裁判長：

刑事公判手続の中での裁判所の訴訟指揮について

伺います。被告人としての言い分に対して裁判所の対応はどうでしたか？

遠藤：

新潟地裁は、質問以外のことは答えないようにと言われました。少しでもはずれたりすると、しゃべってはいけない...と。で、裁判でよけいなことを言っちゃダメなんだなあ、と思いました。

吉永代理人：

代理人の吉永です。起訴状は、どういう気持ちで受けとめましたか？

遠藤：

それまで何の連絡もなかったので、起訴になっちゃったのかなあと、漠然とした気持ちでしたね。

吉永代理人：

そもそも不起訴になるはずの本件で起訴されたことになったのですが、どのくらいの期間で裁判は終わると思いましたが？

遠藤：

1年くらいかそこらで終わると思いました。裁判所を当時は絶対的に信頼していたので、裁判所ならわかってくれるだろう、と思ってましたので...。

吉永代理人：

ところがこともあろうに、その一審判決は有罪でした。どう感じましたか？

遠藤：

まさか、そんなはずない、と思いました。

吉永代理人：

一審に引き続いて控訴審でも有罪でした。このときはどうでしたか？

遠藤：

またか、と思いました。いったいどうなっている

んだらうと、唖然呆然の状態でした。「裁判長、裁判所が何と言おうと、私は^ひ轢いていません」とだけ言ったものの、あとが続きませんでした。情けないっていうか、なんというか。

吉永代理人：

終わります。

続いて難形裁判長が、遠藤さん側が求めている筆跡鑑定や裁判官5名の証人申請について意見を述べた。

難形裁判長：

懸案の筆跡鑑定は、結論から言いますと、不要であると考えております。中川さん自身が、それは「自分の署名筆跡であると思う」と、誠実に述べているわけですから、鑑定の必要はない...。

阿部代理人：

私どもは筆跡鑑定の必要のある典型的な場面であると、こう考えております。証人が自分のだと言えれば不要だというのでは、筆跡鑑定の存在意義はないではありませんか。

難形裁判長：

4つの文字の筆跡、刑事公判の筆跡、等々、これらのいわゆる字体・運筆が異なっている、ということには異論がないわけであります。ところが、中川検面調書の4つの字体については、中川さんの「自分自身のものである」という証言があるわけです。ある筆跡について、その筆跡の名義人というか、本人の立場にある者が、「これはオレのじゃない」と言ったときに限って実務上、筆跡鑑定が行われている...。その氏名の本人がこれは自分のだと言っているときに鑑定が行われたとは、^{かぶん}寡聞にして知らないのであります。以上からして、筆跡鑑定は不要と考えます。

さらに、^{こうそにん}控訴人側から申請の出ております5名の裁判官に対する証人尋問にしましても、必要がない、と当裁判所は考えております。よって、申し立ては

却下いたします。

そして本件は、最高裁の昭和57年判決の基準によって判断可能と思っております、判決をするのに機は熟したと認められますので、弁論を終決いたします…。

判決は、次回14年の3月13日水曜日午前9時50分に言い渡すことといたします。なお、まとめの書面などをお出しになる、ということであれば、年内にお出しいただきたい。そうでないと、せっかく出された書面が判決に反映されない、ということもあ

らうかと思しますので…。では今日はこのへんで…。

判決をするのに機は熟した、という裁判長。鑑定や証人調べをする必要がなく、記録だけで十分判断できるという裁判長。…となるとそれでは、遠藤さん側の一方的な勝訴という結論しかあり得ないように思える。ろくな証拠調べがないままでの判決は、公正な裁判実現の見地からすると逆におかしい。こんな状態ではかえって“勝ってはいけない”のではなかろうか。いずれにせよ、判決は、来年3月13日(水)午前9時50分、東京高裁809号法廷である。

[真次郎]

支援者の皆さんからの声

今回の弁論を傍聴して下さった支援者の皆さんの声を、ここで御紹介させていただきます。京都府在住の方は、メールで感想を送ってくださいました。

[ガヴァガイ]

帰り道、遠藤さんとお見送りの人二人と東京駅まで一緒に帰りました。遠藤さんが「人間一度どん底まで落ちないといういろいろわからないよね…。私なんかまだまだだ。」と言った途端そこに居合わせた3人が「イヤイヤ十分どん底を見てますよ」と声をかけた。しかも笑って。

姐さんの言った「抱えている問題の大きい人ほど価値がある」という言葉は彼のためにある言葉です。問題が抱えきれない人はやっぱり抱えきれないんです。しっかり抱えることができる。それができて初めて、その言葉が生きるのだと思いました。私はまだまだ抱えきれしてはいません。もてあまして有り余っています。彼がもし自己憐憫や自分勝手な主張でそこに存在しているならば、そして支援者が自己満足のためにそこにいるならば、私と一緒にいる人間は笑えなかった。

遠藤さんはすごい人でした。一言で言ってすごい人でした。私にはあれだけのものを抱えて穏やかに微笑むことはできない。私はこれから彼と同じく「くじかれては行けないもの」を叩くんだ。並の決意や努力では絶対に勝てない。努力しても勝てないかも

しれない。でも戦う。そうしなければ、いけないから。ガチンコ。向こうは巨象だ。こっちはアリだ。しかし強いあごを持つアリだ。勝てない気では戦わない。めんたま穿り返してやるよ。

「世の中が変わるには50年かかると言いますね」と、遠藤さんが仰った。有楽町から東京駅までの電車の中で、「次のしし座流星群を見れる頃に少し変わっていると良いですね。」と、私が答えた。私だって今回の自分の裁判に対して、期待は正直していない。でも、しないで、死ねないから、やるんだ。

最後に、遠藤さんの言葉を借りて。「今回のことでたくさんものを失いました、数え切れないものを友人を信用を失いました。しかし、かけがえのないものをたった一つ手に入れることができました。自分を助けてくれる人の暖かさを。」私も何度も感じたことがある感情。しかし自分が貫くことができていること。遠藤さんは常に忘れていなかった。私も純粋に人生の先輩として見習いたい。今回私が起こす、本当に人生初の戦いを無意味なものにしないために。

[京都府/支援者]

また、弁論後のアンケートにも、色々な御意見、御感想をお寄せいただきました。

行政よりの判決を下す裁判官の多くは人間性を喪失していると思う。法の解釈と適用のみが裁判官の仕事だとすると、医者が病気を診て人を見ず、というのとよく似ている。いずれにしても応援します。

みなさんのご健闘を祈ります。 [東京都/S.H]

私のようなシロウトが司法に求めるもの、期待するものは正義です。そういう意味では遠藤さんが最高裁で無罪になったのは素晴らしいことなのでしょうが、失われた大切な時を災難だったとかの言葉で片づけては決してならないと思います。正義とは、遠藤さんの人生をもてあそんだ検察・裁判所がそれにみあう償いをまっとうすること、そして遠藤さんのような人を二度と出さないということであると思います。本日の弁論を傍聴して、正義がこの法廷で実現するよう強く願い、祈りました。[東京都/Y.F]

遠藤さんの真情訴えに泣けました。[神奈川県/I.K]

尋問の最初に、遠藤さんが生年月日と当時 20 歳だったと答えるのを聞き、はっとしました。私には 23 才の娘と 21 才の息子がいます。その子供達が生まれる前から成人した今日迄、遠藤さんは権力と闘い続けているのです。警察や司法が奪った月日の重さと、遠藤さんの悔しい思いを強く感じました。もし、息子が同じ立場になったら、遠藤さんのように闘うことができるのか、又、親として支えられるかと考えます。遠藤さんを支えてこられた御家族、特に御両親の為にも、一刻でも早く、皆さんの気持ち晴れるように3月に良い判決を期待したいです。

[千葉県/Y.Y]

「語る声だけが伝える」

ここ数ヶ月の間、いくつかの「声」を聞く機会があった。

「犯罪被害者の会」。報道を通じてご存知の方も多だろう。先月、都内でシンポジウムが開かれた。みなさんとお茶したりお食事したりもした。そこから、いろんな「声」が聞こえてきた。

そのうちのすこしばかりをここにご紹介したい。

まず、かわいらしい盛りの2歳の孫娘を殺害されたAさん。

この事件では、被害女兒のB子ちゃんが多量にも残虐に殺害されたばかりでなく、B子ちゃんの母が、バッシングともいえる報道被害にさらされた。

その母親であるAさんは、娘一家へのすさまじい取材攻勢と報道の嵐の中、B子ちゃんの兄、Cちゃん(当時5歳)をしばらく預かった。

それでもうっかり外出もできない。テレビもうっかり見せられない。元気いっぱい腕白ざかりの男の子を、家に閉じこめてテレビゲームや絵本だけが友達という毎日を過ごさせなければならなかった。

あまりにもかわいそうに思ったAさんは、ある日思い切ってCちゃんを外に連れ出すことにした。

電車に乗った。

「しまった!」

と思ったがもう遅い。センセーショナルな見出しが並ぶ中吊り広告がいやでも目に入ってくる。そこには、小さいながら写真もある。Cちゃんは、妹の写真を目ざとく見つけた。

「あっ、おばあちゃん、B子ちゃんがあそこにいるよ! ねえおばあちゃん、どうしてB子ちゃんがあそこにいるの? みんな死んだらああやってあそこに載るの?」

Aさんは、「もう、あの時は何て答えてあげたらいいのかわからなかったの...」と言う。

「娘(B子ちゃんの母)のことはね、さんざんに言われて辛かったけど、あの子を知る人はちゃんとわかってくださっているの。でも...Cになんて説明したらいいの...? CやB子のお友達だってそうよ。みんな、B子があんなふうに殺されたこと知ってる。ちゃんと考えてほしい、マスコミの人には、子どもたちの心のことを!」

晒し者になる被害者。

理不尽にも程があると前々から思っていたが、私も気づかなかつた、Cちゃんのような立場の、子どもにまで。

被害者の実名や顔写真、のみならず被害者のプライバシーを報道する意味を、マスコミの間は判で押したように「事件の悲惨さを伝えるために必要」だと言う。それらを伝えることで、ある日突然命を奪われた被害者の人生やその家族の嘆きに思いを致し、事件の重みを伝える、ということなのだろう。

しかし事件直後にそんなものが必要だろうか。

どんなに社会的に重要な事件であれ、その事件の「悲惨さ」ならば事件についての客観的事実を、淡々と、伝えるだけで必要にして充分である。そこにおいてはたとえ被害者が匿名の顔の見えない「B 子ちゃん2歳」であっても、充分ではないか！ 顔写真やプライバシー情報がなければ「悲惨さ」が伝わらないような記事であれば、それは書き手の能力に問題がある。客観的事実を淡々と述べた記事を読んで「悲惨さ」が感じられないなら、それは読み手の神経に問題がある。

地下鉄サリン事件で夫を亡くしたDさん。

「事件直後の被害者の実名顔写真報道は絶対に止めてほしい。そんなの必要ないじゃない、すくなくとも直後は！ 私は夫を静かに見送りたかった。でもそれすらもままならなかった」

本来、愛する者との別れはプライベートなものだ。いや、正確には、プライベートなものたるよう配慮すべき義務が、社会にはあると私は確信する。各人各様の、別れがある。

それをマスコミは、土足で踏みじるところじゃない、イカれたにーちゃんらが葬儀の場に爆竹を投げ込んで大喜びしているのと同じだ。

さらにDさんはこんなことも言っていた。

「笑っちゃうのよ、マスコミって。裁判(公判)のときね、裁判所の前にテント張って記者会見するでしょ。当然報道陣が大勢来てて、各社がそれぞれにすっごいライトをこっちに浴びせるわけ、いくつもいくつもある、だからとにかく暑い！汗びっしょりになるのね、それで、他の人がしゃべっててカメラが

私のほうを向いてない隙を狙ってハンカチで顔の汗を押さえた、そしたらとたんにフラッシュの嵐よ！私が泣いてると思ったのよね、あの人たち。バカじゃない、汗拭いてるだけなのに！ だいたい、私はマスコミの前で泣いたことなんか一度もない。だけどあの人たちは被害者の泣いてる姿を撮りたいのね。ほんと、笑っちゃう」

約4年前に、夫を何者かに殺害されたEさん。

事件はいまだ未解決だ。

そんな中、娘2人も無事に幸せな家庭を持った、自分は貯金と年金で充分生活していける。ならば土地と家売って、自分は小さなマンションにでも移ろうか。そう思って知り合いの不動産屋に見積もりを頼んだ。するとこんな返事が返ってきた。

「奥さん、あんなことがあったお宅ですからねえ、通常の価格よりも何割も落ちてしまうんですよ」

なんということだろう。

2人でまじめに働いて、がんばって手に入れたマイホーム。あったかい思い出がいっぱい詰まった、大切な我が家。それが、「あんなこと」があったために、その資産価値まで奪われてしまう。なにもEさんご夫婦が好き好んで「あんなこと」を起こしたわけじゃないのに！

「もう、この土地は市にでも買い取ってもらって、地域の皆さんが集まれるような施設を作っていたらどうか、そうするしかないのかな、って思ってます」とEさんは静かにおっしゃっていた。

これらの言葉には、私たちがそれなりに想像力を働かせても、実際に体験した人から聞かないことには解らない、気づかない、『教え』がある。

でもマスコミは、何でもかんでも書きなぐるマスコミは、そういうことを伝えてはくれない。

ご本人たちが語ってくれるのを、私たちは静かに待つしかない。

[tommi]

判決期日のお知らせ

次回法廷にて、**判決** が言い渡されます。

日時は

2002年3月13日(水)
午前9時50分
東京高裁民事9部・809号法廷

です。

公正な裁判を望む遠藤さんの、そして私達の声に対して、裁判所はどのような判決を言いたすのでしょうか。皆さん、ご自身の目で見て、耳で聞いてください。

終了後、ミーティングと懇親会を行う予定です。場所、時間等については未定ですが、決まり次第、ホームページ等でお知らせするつもりです。こちらの方もぜひ御参加ください。

【遠藤事件とは、このような事件です】

1975年12月20日

午後9時半頃、新潟県蒲原郡津川町の市街地に至る国道で轢き逃げ死亡事故が発生した。遠藤さん(当時トラック運転手、20歳)はその直前、たまたま現場を通過していた。

同12月22日~24日

22日午後になって、遠藤さんのトラックのタイヤに「人血らしいシミ」が警察署で発見されたことから、警察は遠藤さんを轢き逃げ犯人と決めつけたかのように取り調べや見分を進め、犯人と「断定」した。

1977年2月

「業務上過失致死罪」で新潟地裁に起訴された。

1982年9月

「禁錮6月、執行猶予2年」の有罪判決。

この間、裁判官は検察側に有利な証拠ばかりを採用するなど、一貫して検察側寄りの訴訟指揮を行った上、判決においては、問題の「タイヤのシミ」は人血ではない、かつ、そのような位置には付着しえないといった「鑑定」結果を無視、遠藤さんのアリバイにかかわる争点については検察官すら主張していない事実を「認定」し、その存在を否定している。

1983年1月

東京高等裁判所に控訴。

1984年4月

控訴棄却。

普段はあまり感情を表に出さない遠藤さんが、この時はこみ上げる怒りをこらえられず、退廷しようとする裁判官らの背中に向かって「私は轢いていません！裁判所がどう言おうと私は轢いていないのです！」と叫んだ。しかし裁判官はそれに一瞥もせず退廷した。

直ちに上告。

1989年4月

最高裁は一、二審とまったく同じ証拠にもとづき審理した結果、全員一致で「原判決(高裁判決)および第一審判決を破棄する。被告人は無罪」との判決を言い渡した。

判決後の記者会見の席で遠藤さんは「13年間の苦勞が涙になって出てきました」と言って涙を流した。

しかし、この無罪判決までには実に13年もの歳月を費やしている。事件発生当時は20歳の青年が、この時すでに34歳になっていた。

遠藤さんは言う。

「これで刑事裁判は終わった。これからは自分の人生を楽しく過ごそうと思いました。失った13

年の青春時代をなんとか取り戻そうと思いました。……被告人という肩書を背負って暮らした13年の辛さは決して忘れることのできない、言葉では言い表せない重圧でした。……(刑事裁判の一、二審は)私を犯人にするための暗黒裁判であったとしか言いようがない。彼らに責任を取らせることが本当の意味での刑事裁判の終わりであり、人を裁く裁判官は自らをも裁くべきであり、責任をとるべきが筋です。」

1991年1月

国および裁判官六名と起訴検察官の個人責任を追及する国家賠償訴訟を提起。

1996年3月

東京地裁民事38部は、「原告(遠藤さん)の請求を棄却する」原告敗訴の判決を言い渡した。

判決では「普通の裁判官の4分の3以上が無罪とするであろう事件について、誤って有罪とした場合には、『著しく不合理な事実認定』であって国家賠償法上「違法」となる(損害賠償責任がある)。しかし、本件ではそれほどの『不合理な事実認定』があったとは言えない。」と述べて、検察官のみならず裁判官をも免責した。

[tommi]

事務局から

ふり返れば国賠の提訴は1991年1月。1審は丸5年間。検察官などの証人尋問はあったが、肝心の被告裁判官らの尋問は蹴られ、ほとんどすべての期日は遠藤さんの代理人弁護士による毎回1時間半ほどの弁論で占められた。被告側が法廷で発した言葉は、証人尋問のときを除けば、5年間トータルで30分にも満たなかったのではないだろうか。

被告側はほとんど何も反論しなかったことになるが、1996年3月、国賠一審は、起訴も刑事一、二審判決も「それほど不合理ではなかった」として、遠藤さんの請求を棄却した。続く控訴審も、黙り続ける被告側の前で、遠藤さん側が毎回1時間半ほど弁論する形が続いた。そして2001年11月、やはり肝心の被告裁判官らの尋問はしないまま、とうとう結審した。

ところで、今号のtommiさんの記事。ああいうことは私は知らなかった。考えさせられた。やはり、当事者のナマの声に耳を傾けることは大事ということか。遠藤国賠の2審でも、結審間近になって遠藤さんの本人尋問が行なわれた。そのナマの声は裁判官の耳にどう届いたのだろう。

[今井亮一]

米国でテロが起きていた頃、僕はダイビングツアーで、コスタリカのココ島という無人島にいました。本土から420km離れた太平洋の孤島です。島に飛行場は無く、行くにはクルーザーで30時間かかります。周囲には何も無く、寝泊りもクルーザーです。電波は届かず、TVやラジオもありません。

そんなある朝、同室の米国人が、「飛行機がビルと国防総省にぶつかった」と言いました。僕は「はぁ?」という感じで、前日の晩にラウンジで見た映画の、そんな場面を思い出

しました。その日も、ダイビングを楽しんだんですが、夜には他の人達にも伝わり、深刻な雰囲気になりました。最初に知った米国人はNYの人で、家族が衛星電話に連絡したようです。僕達は彼が聞いた話を、又聞きして状況を判断するしかありません。でも又聞きだけでは、納得できませんでした。後日、陸に戻ってTVやネットを見たり、帰国時の飛行場の様子などから、少しずつ納得していきました。こんな大事件を又聞きだけで、ハイそうですかと納得できませんよね?

僕が遠藤国賠を傍聴に行ったのも、文面だけでは納得できなかったからです。事務局にも時々「HPを読んだんですが、こんな事が起こってるなんて信じられません」といったメールが届きます。そんな人達も、日本の裁判所で起きている事を、実際に自分の目で見て判断して欲しいと思います。

[カブ]

この12月で、私が当会に関わり始めて3年、HPを立ち上げて2年半が経ちました。この間、10号のニュースを電子編集し、2回の弁論を傍聴しました。そして、津川の轢き逃げ事件が発生してから、26年が経ちました。この間、遠藤さんはずっとずっと闘い続けてこられました。私はほんの最近に、この事件を知りました。遠藤さんの長い闘いの人生を、想像することすらできません。

この26年間に、警察は、裁判所は、何かが変わったのでしょうか。

彼等は四半世紀に渡る自らの行いを、どう評価するのでしょうか。来年3月13日には、是非、それをこの目で見届けたいと思っています。

[ガヴァガイ]

古舘伊知郎「トキグブルー」を観てきました。「今年最大の事件はなんと言っても飛行機関連だな。第一にどうしてJALが、ウルトライエの全キャラクターをボディにペイントして空を飛んだのか?俺はあの衝撃映像が目には焼きついて離れない。第2に...。以上飛行機の話でした」皆大笑いさせられましたが、終演まぎわ同氏の子供の頃の話になると泣かされました。世界中で日々起こる惨事は所詮他人事なのかもしれません。けれど個人の出来事として子細に見聞するうちに他人事ではいらなくなってきました。

11月、沖縄福祉30周年交流集會に誘われ、冤罪被害者の松永優さんと沖縄にでかけました。集団強制自決の現場「刃がマを見学できました。他人事だった沖縄が自分に関わりあるものとして少し考えられるようになった気がします。

遠藤事件も、ひき逃げ冤罪事件の一つと言ってしまうと他人事です。けれど、事件の中身を知れば知るほど義憤と恐怖にかられることになるでしょう。

支援者の一人千葉県在住20代の女性が司法試験に合格なさったというご報告がありました。ご活躍を心より祈っております。[寅次郎]

発行.....遠藤国家賠償訴訟を支援する会
代表：今井亮一（交通ジャーナリスト）
広報：寅次郎（サラリーマン）
事務局.....〒164-0002 東京都中野区上高田5-25-6-201
Tel / Fax : 03-3319-3012
E-Mail : ip2m-sgym@asahi-net.or.jp
会費振込...加入者名：遠藤国家賠償訴訟を支援する会
郵便振替：00150-9-168587
東京三菱銀行：仙川支店/普通預金口座 0460837
年会費：一口1,000円(払込月より1年)